

(平成21年3月18日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認静岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	8 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和58年3月  
②昭和61年4月から平成元年7月まで

申立期間①については、当時納付書が届いていれば私か夫が国民年金保険料を納付していたはずであり、1か月だけ未納ということは考えられない。

申立期間②については、離婚後で収入も無く、子の教育費にも事欠き、闘病していた時期だが、市役所の福祉資金の融資を受けて何度かに分けて国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は記憶が比較的鮮明で、申立期間直前の国民年金保険料を納付している上、申立人が当時居住していた市では、毎月検認する納付書を一括で送付していたことが確認できるため、1か月のみ未納となっているのは不自然である。

また、被保険者資格の喪失時期について行政の記録管理が適切に行われていなかった可能性もうかがわれる。

2 申立期間②について、申立人が納付したとする国民年金保険料額は当時の保険料額と相違している上、当時居住していた市では毎年度「国民年金保険料収納一覧表」を作成しているが、申立人については、申立期間②に係る年度において資格記録が見当たらないことから、同市への国民年金の転居手続きがされていなかったと考えられる。

また、申立人は平成3年9月12日に国民年金の再加入手続をしているが、

この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができず、時効になっていなかった元年8月までさかのぼって保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡が見当たらず、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年10月から56年3月まで  
昭和56年11月に入籍したころ、それまで未納だった期間の国民年金保険料をできる限り納付しようと夫と話し合い、夫と一緒に社会保険事務所に行った。しかし、2年分しかさかのぼって保険料を納付できないと聞き、仕方なくその分をさかのぼって納付した。そのため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚して以降の国民年金保険料を未納無く納付しており、その過半の期間の保険料を付加保険料とともに前納していることから、申立人の納付意識の高かったことがうかがえる。

また、申立人は、さかのぼって納付したとする2年分の国民年金保険料額が10万円前後であったと記憶しており、申立期間当時の保険料を納付した場合の保険料額（9万2,040円）とおおむね一致している。

さらに、申立人の夫も信用金庫で約10万円を下ろした上で、社会保険事務所で未納保険料を納付したことを記憶しているほか、申立人は「申立期間以外の未納期間については、経済的な事情により納付できなかったため、申し立てる意思は無い。」と述べており、その主張に不自然な点は見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年3月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から43年12月まで

私は、市役所職員の訪問により、国民年金加入を勧められて加入手続をし、その時に、「さかのぼって3,000円を納めれば記録がつながりますよ」と言われ、その場で3,000円を納め、領収書を受け取ったので、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年2月4日に払い出され、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人はこのころ国民年金に加入し、同年1月1日を資格取得日としたと考えられ、申立期間は未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

しかし、申立期間のうち昭和42年1月から43年3月までの期間に係る過年度納付書が発行されており、また、昭和44年度第4期（昭和44年1月から同年3月まで）の納付書が同封されていた市役所の封筒に、43年4月から44年3月までの保険料額が記載されていることが確認できることから、申立人は44年1月からの現年度保険料を納付するとともに、申立期間に係る保険料を過年度納付及び現年度納付したと考えられる。

さらに、申立期間後の国民年金加入期間に未納は無く、申立人の保険料を一緒に納付したとする申立人の夫も納付済みである。

加えて、申立人の納付記録で確認できる範囲において保険料の納付に遅れは無く、申立人の納付意識が高かったことがうかがわれる。

しかしながら、申立人は昭和42年2月までは厚生年金保険の被保険者であ

り、国民年金の被保険者となり得る期間でないことは明らかであることから、同年1月及び同年2月の記録の訂正を行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年3月から43年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで

満20歳から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。昭和43年ごろ、転居をしたが、仕事が忙しく、国民年金のこと等は一切を母親に依頼するようになった。45年に結婚し、転居してからは自分で保険料を納付するようになったが、母親に任せていた昭和44年度の保険料は納付済みなのに、なぜ43年度分だけが未納になっていることに納得ができない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は満20歳に到達した昭和39年6月から国民年金に加入し、国民年金被保険者期間中、申立期間を除いて保険料の未納が無く、また、国民年金から厚生年金保険への切替手続及び氏名変更手続を適切に行っており、国民年金に対する意識は高かったと言える。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料を納付したとされる申立人の母親も再開5年年金に加入し保険料を完納しており、納付意識が高かったと言える。

加えて、申立期間は12か月と比較的短期間であり、申立期間直後の昭和44年度の国民年金保険料については昭和45年1月31日に一括納付しており、その時点で申立期間の保険料は時効となっておらず、申立期間の保険料を納付していたとの主張は不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を平成3年6月16日に、資格喪失日に係る記録を同年7月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月16日から同年7月16日まで  
A事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書を持っているため、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給与明細書により、申立人は、A事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び同僚の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、社会保険事務所が申立人の資格の取得及び喪失のいずれの機会においても記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成3年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における申立期間に係る資格喪失日（昭和44年12月1日）及び資格取得日（昭和45年5月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年12月1日から45年5月1日まで  
昭和37年7月にA事業所に入社以来、46年7月20日に退職するまで継続勤務していたにもかかわらず、途中で厚生年金保険の被保険者期間が抜けてしまっていることには納得できないので第三者委員会に申し立てる。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は昭和37年7月21日にA事業所において資格を取得し、44年12月1日に資格を喪失した後、45年5月1日に同事業所において再度、資格を取得しており、44年12月から45年4月までの申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、申立人は、A事業所に勤務しながら、B事業所（社会保険庁の記録では、申立期間当時は適用事業所とはされていない）の仕事も掛け持ちしていたが、所属はA事業所であると供述している。

また、申立期間当時に勤務していた元同僚は、申立人が一度退社し、再就職したことは考えられない旨の証言をしている。

さらに、複数の元同僚は、申立期間において厚生年金保険の記録

が継続している。

加えて、申立人の被保険者原票には、昭和45年1月9日生まれの子供が被扶養者として記載されており、かつ、配偶者分娩費1万円及び育児手当金2,000円が同年2月5日に支給されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額は、昭和44年11月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は既に廃業しており、元事業主も死亡していることから、これらを確認することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年12月から45年4月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付する場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月から43年3月まで

昭和39年2月に会社を退職し、41年3月に結婚したが、同年4月ごろ、隣組の未亡人会の人が国民年金保険料の集金に自宅へ来た際に今までの未納分を納めれば、退職時にさかのぼって国民年金に加入できると言われて、2万円ぐらい渡した記憶があり、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続を自分で行った記憶が無く、未亡人会で手続を行ったのではないかと述べており、その状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年12月25日に払い出されており、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがえず、このころ国民年金の加入手続を行ったと推測されるが、この時期に特例納付制度は実施されておらず、申立期間の過半は既に時効であり、保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料の合計額は6,500円であり、申立人の記憶する2万円に及ばない上、ほかに保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 816

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から41年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から41年6月まで

申立期間当時、国民年金の加入手続と養子に行くまでの国民年金保険料は父親が、養子になってからは養母が保険料を納付していた。

父親も養母も几帳面な性格だったので、保険料を納めていないはずはなく、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に申立人は直接関与しておらず、これを行ったとする申立人の父親及び養母は既に他界しており、状況確認ができないため、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和43年5月ごろであり、別に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人はこのころ国民年金に加入し、その後、時効前の41年7月から43年3月までの保険料を過年度納付したと考えられ、加入手続の時点で申立期間の大半は時効により、特例納付でしか保険料を納付することはできないが、申立人に特例納付した記憶は無く、遡及して申立期間に係る保険料を一括納付した形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は59か月と長期間である上、申立期間のうち昭和37年2月は厚生年金保険期間である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 817

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から46年3月まで

20歳になった時、町役場で国民年金に加入し、自分で国民年金保険料を納付していたはずである。結婚し、転居した後については、隣組の班長が国民年金保険料を集金しており、妻と一緒に保険料を納付していた。保険料は公共料金と同じものと考えていたため、納付しないことは考えられず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付について、結婚後は集金で支払った等の記憶があるものの、申立期間である結婚前の期間についての記憶が曖昧である上、申立人の妻は国民年金の加入手続等をしたのは申立人ではなくその母親だったと述べており、その母親からも当時の状況が確認できない。

また、申立人は20歳到達直後の昭和43年9月及び同年10月の国民年金保険料が納付済みとなっており、それを根拠に「納付済期間の途中に未納は無いはずである」と主張している。しかし、当該納付済期間については、47年1月に同年3月までの保険料をまとめて納付した後、同年2月から厚生年金保険に加入したため、2か月分の保険料が重複し、この当時行われていた特例納付の2か月分の金額と同額であったことから、未納であった43年9月及び同年10月の保険料に充てる処理が行われたものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年6月に申立人の妻と連番で払い出され、20歳にさかのぼって資格を取得し、夫婦共、同年4月分の国民年金保険料から納付を開始しており、申立期間に係る保険料をさかのぼって特例納付した様子が無く、申立人にほかの国民年金手帳記号番

号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人はその母親から手渡されたとする国民年金手帳が無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 818

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から同年11月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月から同年11月まで

私は、昭和58年5月から厚生年金保険被保険者の資格を取得したことにより、重複納付した国民年金保険料について還付されたことになっているが、還付を受けた覚えがないので、申立期間に係る保険料が還付済みとされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料について、還付請求したことや還付を受けた覚えはないと主張しているが、申立人に係る特殊台帳の備考欄に申立期間に係る還付決定日や還付金額等が記載されており、また、申立人が居住していた市の被保険者名簿も還付後の記録に合わせて訂正されており、これらの記載内容に不合理な点は無く、申立期間に係る保険料が還付されていることに不自然さは見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。



## 静岡国民年金 事案 819

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から47年3月まで

20歳になった時に、私は学生だったが、両親が国民年金の加入手続きを行い、結婚までの間の国民年金保険料を納付してくれていた。結婚した時にその国民年金手帳を渡されたが、出国あるいは帰国した際に紛失したようである。

私の姉妹についても、両親が結婚までの間、国民年金保険料を納付しているため、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の両親からも状況を確認できない上、申立期間当時の国民年金手帳及び申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無く、状況は不明である。

また、申立人によると、申立人の姉妹についても婚姻前の期間の国民年金保険料は申立人の母親が納付していたはずだと述べているが、満20歳到達時点で母親と同居していた姉については、満20歳から国民年金保険料が納付されているものの、申立人は満20歳到達の時点で、その母親と住民票上、別住所だったことから、母親が申立人の国民年金加入手続きを行うことができなかったと考えられる上、申立人同様、満20歳到達時点で母親と同居していなかった妹についてはその時点では国民年金に未加入である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年12月ごろに払い出されており、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことはいかぬことから、このころ国民年金の加入手続きを行ったと

推測され、昭和 47 年度分の国民年金保険料を 49 年 12 月 2 日に、48 年度分の保険料を 50 年 12 月 25 日にそれぞれさかのぼって過年度納付しているが、申立期間の保険料を特例納付したことはうかがわれない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年11月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月から59年9月まで

私が20歳になった時、祖父が私の国民年金の加入手続をし、自分で国民年金保険料を納めるようになった昭和59年10月までは祖父が納付してくれていたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に申立人は直接関与しておらず、これを行ったとする申立人の祖父は既に他界しており、状況確認ができないため、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の居住する市を管轄する社会保険事務所は、昭和61年2月に分離開設されており、申立人の国民年金手帳記号番号は元の社会保険事務所で払い出された形跡が無く、新たに分離開設された社会保険事務所で61年2月3日に払い出され、その時点で申立期間の大半は時効で納付できない上、申立期間直後の59年10月から60年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できる。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 821

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から平成 4 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から平成 4 年 6 月まで

申立期間当時、比較的生活に余裕があり、国民年金保険料を区役所で納付していた。仕事が忙しい時はまとめて納付したこともあったが、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付についての記憶が曖昧であり、また、申立期間は 81 か月と長期間で、申立期間以外にも複数の未納期間がある。

さらに、国民年金保険料の収納年月日を見ると、申立人は、申立人の妻が居住する市に転入した平成 6 年 8 月 24 日に、申立期間直後の 4 年 7 月から 5 年 6 月までの保険料をさかのぼって納付していることが確認でき、この時点で時効になっていなかった 4 年 7 月以降の保険料を納付したものと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書控え、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から55年11月までの期間、56年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和50年7月から55年11月まで  
②昭和56年9月及び同年10月

私は、警察官の娘として厳格、責任感、常識などについて、口では言えないほど、うるさく言われ、年金についても、掛けないと老後に困ると言われていたため、退職時に国民年金に加入し、自分で国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後の昭和50年7月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立期間当時の国民年金手帳は社会保険事務所で新しい年金手帳に切り替えたため、現在所持していないとしており、申立期間当時、申立人に対し、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も確認できないため、加入状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和58年11月ごろに払い出されたものであり、このころ申立人は転居先で任意加入手続を行ったとしており、その際、当初交付された国民年金手帳を役所に持参したと述べているが、通常、過去に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる場合、新しく国民年金手帳記号番号を払い出すことは考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)も無く、納付状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月及び同年5月

退職時に会社から退職後の公的手続一覧表をもらい、それに従って国民健康保険、国民年金の手続をした。国民健康保険の手続を終わらせた際に窓口の人に国民年金の手続もするように言われ、手続をし、国民年金保険料を納付書で支払ったため、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金保険料の納付についての記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>であり、申立期間当時、市役所で国民健康保険の手続を行った後に別の窓口で国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の居住する市の広報紙を見ると、国民年金の加入手続と国民健康保険の手続は同じ窓口であったことが確認でき、申立人の記憶と齟齬<sup>そご</sup>がある。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和59年10月6日に払い出されており、申立人の所持する国民年金手帳では、初めて国民年金被保険者になった日が同年3月21日と記載されていることから、同年10月ころ国民年金の加入手続を行ったと考えられ、申立期間は未加入期間であったと推測される。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはいかがわね、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 824

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月から11年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月から11年12月まで

女性から自宅に電話が有り、60歳から65歳まで国民年金に加入すれば年金を多くもらえる、納付書を送るので、銀行で国民年金保険料を振り込むように言われて納付したので、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間当時、既に60歳に達しており、制度上国民年金の加入義務は無く、申立人が居住していた市に確認したところ、特別支給の老齢厚生年金受給者に対し任意加入するよう勧奨することは無いとしており、申立人の主張は不自然である。

また、申立人は、国民年金の任意加入手続について、当初は信用金庫で行ったと述べていたが、後に、自動的に国民年金の加入手続が行われ、自ら任意加入手続を行った事は無いと主張が変遷するなど、記憶が曖昧である。

さらに、申立期間は60か月と長期間である上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年8月16日まで  
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

当該申立期間については、A事業所で勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、A事業所（現在は、B事業所。）へ申立期間当時の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人は小学校卒業と同時に軍需労働力の調達手段として「徴用」されたと思われる状況下であり、社会保険庁が管理しているA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の氏名は確認できず、申立人と同様な立場にあったとされる申立期間当時の同僚2名についてもA事業所で厚生年金保険に加入した記録は確認できなかった。

加えて、社会保険事務所が管理するA事業所の記録で申立人の生年月日の被保険者を確認したが、A事業所で厚生年金保険の被保険者となっている記録も確認できなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、勤務していたことは確かであるので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料はない。

また、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号 118 番（昭和 43 年 11 月 26 日取得）から同番号 130 番（昭和 44 年 10 月 13 日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡も認められない。

さらに、元事業主に照会したところ、「若い人はすぐに辞めてしまうことが多かったので、3か月から6か月の見習期間を設け、社会保険には加入させていなかった。」と回答している。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 53 年 9 月から 54 年 9 月 24 日まで  
②昭和 54 年 11 月 1 日から 55 年 7 月まで

社会保険事務所に被保険者期間の調査を依頼したところ、A事業所で昭和 54 年 9 月 24 日から同年 11 月 1 日までの 2 か月間しか被保険者期間が無いとの回答であった。53 年 9 月から 55 年 7 月まで勤務していた記憶があるので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号1番(昭和46年2月17日取得)から同番号40番(昭和56年10月1日取得)までの被保険者を確認したが、申立人の氏名は同番号32番(昭和54年9月24日取得、同年11月1日喪失)以外に見当たらず、A事業所(現在はB事業所)が加入している厚生年金基金が管理する被保険者記録及びB事業所が管理する申立人の被保険者資格の得喪に係る資料においても昭和54年9月24日取得、同年11月1日喪失となっており、社会保険事務所が管理する被保険者記録と一致している。

さらに、申立人と同年齢であり、申立人によれば、申立人が就職する以前から申立人と同一の勤務内容でA事業所に勤務していたとする同僚について、社会保険事務所の管理するA事業所の厚生年金保険の被保険者記録では、健康保険番号36番(昭和56年2月16日取得、同年4月1日喪失)としての被保険者記録以外には見当たらない。なお、A事業所において、新規適用された昭和46年から、申立人が厚生年金保険の資格を取得

するまでの被保険者記録を確認したところ、1年未満の短期間で資格を喪失している記録が複数確認できる。

加えて、申立期間当時の事業主及び経理事務担当者は既に死亡しており、現在の事業主、及び申立期間の後から経理事務担当となった元従業員に、申立期間当時の厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について照会したものの、二人とも申立期間当時に勤務していないため不明であるとの回答を得た。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年ごろから 53 年 3 月ごろまで

昭和 51 年に入社した A 事業所は厚生年金保険に加入していた。その理由は、A 事業所を退職する 53 年 3 月、事業主から年金と書いてあるオレンジ色の手帳を渡されたことを鮮明に覚えているからである。是非調査をお願いします。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、社会保険事務所が管理する事業所名簿を確認したが、申立人が記憶している事業所名は見当たらない。

さらに、公共職業安定所の記録において、現在申立人が勤務している B 事業所の記録以外は確認できない。

加えて、A 事業所の当時の事業主の遺族及び事務担当者に、申立期間当時の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、厚生年金保険には加入したことは無く、厚生年金保険料の控除もしていないとの回答を得た。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和20年4月10日から同年8月29日まで  
②昭和22年6月1日から32年4月11日まで

社会保険事務所へ厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているとのことであったが、自分は、脱退手当金を請求した記憶は無いし、受け取った記憶も無いので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後併せて5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和32年4月11日の前後2年以内に資格を喪失した者が8名確認でき、この8名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、8名全員に脱退手当金の支給記録があり、8名はいずれも資格喪失日の約3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1か月後の昭和32年5月21日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳に給付記録が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和24年9月1日から同年10月30日まで  
②昭和25年8月1日から28年9月5日まで  
③昭和32年6月1日から同年8月13日まで  
④昭和32年8月15日から33年10月6日まで

社会保険事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。しかし、自分は受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印がされているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和33年12月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 10 日から 36 年 3 月 21 日まで  
社会保険事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。申立期間前の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給した記憶があるものの、その後に脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務した期間の脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印がされている上、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として支給されており、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがうない。

さらに、脱退手当金の支給対象となった申立期間以前と申立期間の厚生年金保険被保険者期間に係る被保険者記号番号は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間は、別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。



加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年6月26日から46年3月30日まで  
社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であったが、自分は脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給されたことを意味する「脱手」の押印がされているとともに、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。